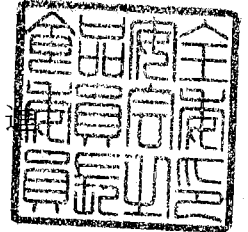




府食第258号
平成26年3月31日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 通



食品健康影響評価について（回答）

平成26年3月27日付け厚生労働省発食安0327第2号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正は、発酵乳の成分規格として殺菌した発酵乳を加えること、発酵乳の加熱殺菌温度を上げること、及び発酵に使用する菌の増殖至適温度に応じた試験法を追加することであり、これにより、発酵乳の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難い。

したがって、本改正については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、本件については、発酵乳の製造に用いられる乳酸菌又は酵母自体についての評価ではないことを念のため申し添える。